

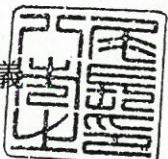
八尾

八尾市告示第82号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条及び第4条第1項の規定に基づき、次のとおり規制地域を指定するとともに特定悪臭物質ごとに規制基準を定め、平成13年4月1日から実施する。ただし、メチルメルカプタンについては、この告示による2規制基準(3)に定める方法により算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、排出水1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

平成13年3月19日

八尾市長 仲 村 晃 義



1 規制地域

八尾市の全域

2 規制基準

(1) 法第4条第1項第1号の規制基準

	特定悪臭物質の種類	規制基準
1	アンモニア	大気中における含有率が1,000,000分の1
2	メチルメルカプタン	大気中における含有率が1,000,000分の0.002
3	硫化水素	大気中における含有率が1,000,000分の0.02
4	硫化メチル	大気中における含有率が1,000,000分の0.01
5	二硫化メチル	大気中における含有率が1,000,000分の0.009
6	トリメチルアミン	大気中における含有率が1,000,000分の0.005
7	アセトアルデヒド	大気中における含有率が1,000,000分の0.05
8	プロピオノンアルデヒド	大気中における含有率が1,000,000分の0.05
9	ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が1,000,000分の0.009

10	イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.02
11	ノルマルバレルアルデヒド	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.009
12	イソバレルアルデヒド	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.003
13	イソブタノール	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.9
14	酢酸エチル	大気中における含有率が 1,000,000 分の 3
15	メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が 1,000,000 分の 1
16	トルエン	大気中における含有率が 1,000,000 分の 10
17	スチレン	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.4
18	キシレン	大気中における含有率が 1,000,000 分の 1
19	プロピオン酸	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.03
20	ノルマル酪酸	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.001
21	ノルマル吉草酸	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.0009
22	イソ吉草酸	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.001

(2) 法第4条第1項第2号の規制基準

ア 特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

この式において、q、He及びCmは、それぞれ次の値を表すものとする。

q 流量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

He 次のイに規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

C_m 法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値(単位 百万分率)

次のイに規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。

イ 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.301 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、H_e、H_o、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

H_e 補正された排出口の高さ(単位 メートル)

H_o 排出口の実高さ(単位 メートル)

Q 温度15度における排出ガスの流量(単位 立方メートル毎秒)

V 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)

T 排出ガスの温度(単位 絶対温度)

(3) 法第4条第1項第3号の規制基準

特定悪臭物質(アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとに次の式により算出した濃度とする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

この式において、C_{Lm}、k及びC_mは、それぞれ次の値を表すものとする。

C_{Lm} 排出水中の濃度(単位 1リットルにつきミリグラム)

k 次の表の第2欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第3欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の第4欄に掲げる値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Cm 法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値(単位 百万分率)

1	メチルメルカプタン	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	16
		0.001 立方メートル毎秒を超え、 0.1 立方メートル毎秒以下の場合	3.4
		0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.71
2	硫化水素	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	5.6
		0.001 立方メートル毎秒を超え、 0.1 立方メートル毎秒以下の場合	1.2
		0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.26
3	硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	32
		0.001 立方メートル毎秒を超え、 0.1 立方メートル毎秒以下の場合	6.9
		0.1 立方メートル毎秒を超える場合	1.4
4	二硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	63
		0.001 立方メートル毎秒を超え、 0.1 立方メートル毎秒以下の場合	14
		0.1 立方メートル毎秒を超える場合	2.9